

# 千葉県商業者創業支援事業 補助金のご案内

千葉県  
平成31年

## 1 事業の目的(第1条関係)

千葉市は、本市における次世代の商業の担い手を育成するため、小売業、飲食サービス業における新たな創業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 補助対象事業(第3条関係)

次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 補助対象の店舗を事業活動の本拠とし、交付申請を行った日の属する会計年度の3月31日までに開店し、交付申請時に提出する事業計画と同規模以上の事業を継続する具体的な事業計画を有すること。
- (2) 法人を設立する者は、千葉市内に本店を登記すること。
- (3) 1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業すること。
- (4) 資格や許認可が必要な事業を行う場合、開業までに当該資格等を取得する見込みを有すること。
- (5) 一般消費者(最終消費者)を対象とした事業として、実店舗で販売やサービス提供を行い、売上額全体に占める店舗販売の売上額が、他のいずれの収入よりも最も多いこと。
- (6) フランチャイズチェーン等の店舗でないこと。
- (7) 営業中の店舗の移転、支店等でないこと。
- (8) 既に個人事業主である状況で、「新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合」や「個人事業主として追加で新たな事業を開始する場合」等でないこと。
- (9) 大規模小売店舗及び同規模の大型商業施設内のテナントでないこと。

## 3 補助対象業種(第4条関係)

日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)において、次に分類される業種のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 小売業
  - ア 各種商品小売業 (中分類56)
  - イ 織物・衣類・身の回り品小売業 (中分類57)
  - ウ 飲食料品小売業 (中分類58)
  - エ 機械器具小売業 (中分類59)
  - オ その他の小売業 (中分類60)
- (2) 飲食サービス業
  - ア 飲食店 (中分類76)
  - イ 持ち帰り・配達飲食サービス業 (中分類77)

## 4 補助対象地域(第5条関係)

補助対象事業を行う地域は、次のいずれかに定める地域となります。

- (1) 千葉市中心市街地活性化基本計画(平成19年8月27日付府中活第26号内閣総理大臣認定)に中心市街地として定める地域
- (2) 市内の商店街
- (3) 市内の商店街と同規模程度の商業集積がみられる地域

## 5 補助事業者(第6条関係)

(1) 補助金の交付申請時において、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

ア 初年度に補助申請を行う者は、住民登録地が本市の20歳以上の新たな創業者であること。補助申請を行う時点において、税務署に個人事業の開業届出書又は千葉市に法人設立・設置届出書を提出している者は、個人においては開業日または法人においては設立年月日より6カ月を経過していないこと。

次年度以降に補助申請を行う者は、住民登録地が本市の20歳以上の者であること。法人を設立した者は、代表者の住民登録地が本市であること。

イ 千葉市の特定創業支援事業計画の認定者（以下「認定者」という。）であること。

ウ 公益財団法人千葉市産業振興財団及び千葉商工会議所の双方において、ビジネスプランの確認を終えていること。

エ 経営者としての経験を有していないこと。

オ 税金について、適正に申告し、滞納がないこと。

カ 補助対象期間の満了した日から起算して3年以上、補助事業と同一の規模以上の事業を市内で継続する意思があること。

キ 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）以降、千葉市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。

ク 関係法令を順守していること。

(2) (1) に該当する補助事業者であっても、次のいずれかに該当する者は、補助事業者の資格を失うものとする。

ア 千葉市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

イ 法人にあつては、代表者又は役員が暴力団員である者

ウ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者

オ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

カ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

キ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損しあるいは千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者

ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の「風俗営業」を行う者

ケ 宗教活動または政治活動を目的とする者

コ みなし大企業

サ 法令及び公序良俗に反する事業を行う者

シ 前各号に準ずる行為を行う者

ス 市長が不相当と認める者

## 6 補助対象期間(第7条関係)

次のいずれかに該当することが必要です。

(1) 補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の3月31日までとします。

(2) 次年度以降において、新たに賃借料等の補助金の交付申請をする場合は、補助開始日から起算して通算36月までとします。

(3) 法人設立又は組織の変更等を行った場合は、変更前の期間も通算します。

## 7 補助対象経費(第8条関係)

補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、店舗の専有部分に係る経費で、補助金の交付決定日以降に支払いを要する次の賃借料等及び改修費等の経費。

(1) 店舗の賃借料等の補助対象経費は、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

### 【補助対象となる経費】

- ・ 交付決定日以降に補助事業者が支払う店舗の専有部分の賃借に要する経費（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料、清掃費、駐車場借り上げ費、消費税、その他直接居室の賃借に要しない経費を除く。）。

交付決定日より前に賃貸借契約を締結した場合、交付決定日以降に支払い期日の到来する店舗の専有部分の賃借料は、補助対象経費とする。

- ・ 住居兼店舗の場合、店舗の専有部分の賃借料。

店舗の専用部分の賃借料を面積按分等により合理的に算出できる場合は、補助対象経費とするが、算出できない場合は、補助対象外経費。

### 【補助対象とならない経費】

- ・ 交付申請時に提出した事業計画に記載のない店舗部分に係る賃借料。
- ・ 個人にあつては、本人又は3親等以内、法人にあつては代表者又はその3親等以内の親族が所有する物件の賃借料。
- ・ その他市長が本事業のための賃借料と特定できない経費。

(2) 店舗の改修費等の補助対象経費は、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

### 【補助対象となる経費】

- ・ 交付決定日以降に補助事業者が契約締結し、本事業の目的のために行う店舗の改修に要する内外装経費で、交付申請を行った日の属する会計年度の3月31日までに支払いの完了する経費（内外装仕上げ改修費、給排水設備改修費、電気設備改修費、塗装改修費、防水改修費、屋根改修費）。

- ・ 建物（壁、床等）に固定して設置される備品、機械装置等。

- ・ 住居兼店舗の場合、店舗部分に係る改修費。

- ・ 間仕切り等により、物理的に住居等の店舗以外の用途に供される部分と明確に区分され、経費も明確に算出できる場合は、補助対象経費とするが、算出できない場合は、補助対象外経費。

### 【補助対象とならない経費】

- ・ 交付申請時に提出した事業計画に直接の関係性のない店舗部分に係る改修費。
- ・ 改修の主な目的が、建築物の構造に関わるものと判断できる場合の全ての改修費。
- ・ 個人にあつては、本人又は3親等以内、法人にあつては代表者又はその3親等以内の親族が所有する物件における改修費。
- ・ 中古品購入費。
- ・ 汎用性が高く、使用目的が本事業に必要なものと特定できない経費。
- ・ その他市長が本事業のための改修費と特定できない経費。

(3) 補助対象期間内に、(1) 及び (2) の賃借料及び改修費等の経費に対して、国、地方公共団体及びその他これらに類する機関から補助金その他の給付を受ける場合は、当該補助金その他の給付額を控除した額を補助対象経費とします。

## 8 補助金の額等(第9条関係)

(1) 賃借料及び改修費等の補助金の額は、次の表のとおりです。

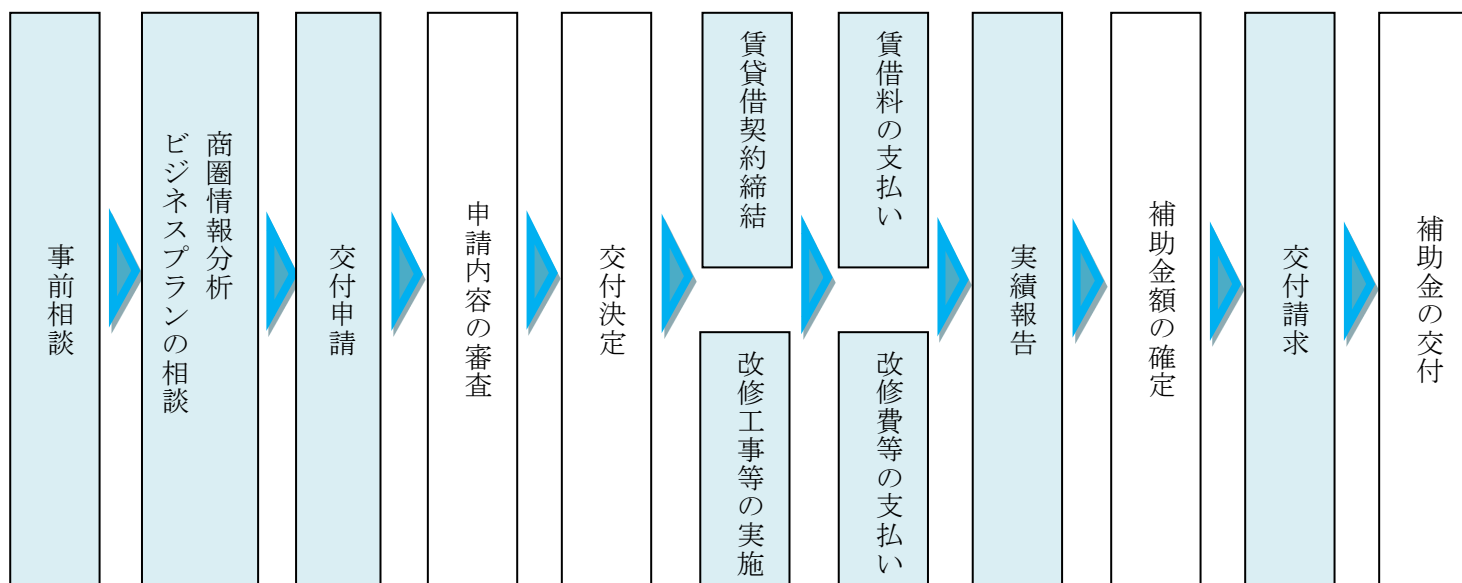
(単位：円)

項目	賃借料等	改修費等
補助対象経費限度額	20万円(月額) ※2年目以降は、初年度の対象経費を上限とする。	200万円(1件)
補助率	補助開始日から1年目： 2分の1 補助開始日から2年目： 3分の1 補助開始日から3年目： 4分の1	2分の1
補助金限度額	10万円(月額)	100万円(1件)

(2) 補助金の額を算定する場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとします。

(3) 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において交付します。

## 9 補助金交付の流れ



※  …… 補助金の交付対象の事業者が行うこと。

…… 千葉市が行うこと。

## 10 申請手続き

### (1) 事前相談

小売業及び飲食サービス業で店舗での開業を希望する者は、千葉市経済農政局経済部産業支援課へ事前相談を行う。

#### ※事前相談・交付申請先

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 経済振興班  
 千葉市中央区千葉港1番1号  
 TEL 043-245-5277  
 FAX 043-245-5590

### (2) 開業場所及びビジネスプランの相談

補助金申請を希望する者は、千葉商工会議所（以下「会議所」という。）経営指導員に商圈情報分析に基づく開業場所、公益財団法人 千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）コーディネーターにビジネスプランの相談を行い、事業計画のブラッシュアップを行う。

#### ※開業場所の相談先

千葉商工会議所 経営支援課  
 千葉市中央区中央2丁目5番1号  
 TEL 043-227-4103  
 FAX 043-227-4107

#### ※事業計画の相談先

公益財団法人 千葉市産業振興財団 産業創造課  
 千葉市中央区中央4丁目5番1号  
 TEL 043-201-9504  
 FAX 043-201-9507

### (3) 交付申請

必要に応じて財団コーディネーターの支援を受け作成した補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、産業支援課へ持参又は郵送にてご提出ください。

共通	(1) 補助金交付申請内訳書（様式第1号（別紙）） (2) 事業計画書（様式第2号） (3) 収支計算書（様式第3号） (4) 資金繰り計画（様式3号 別紙）	賃借料等補助金	(8) 賃貸借契約書の写し（初年度の交付申請により契約締結前の場合は、契約締結後速やかに提出すること。）
	(5) 市町村民税又は特別区民税の納税証明書 (6) 千葉市税情報閲覧同意書（様式第4号） (7) 誓約書（様式第5号）	改修費等補助金	(9) 改修費等に係る見積書
法人	(10) 会社の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。） (11) 申請日の直近1期分の決算書類（法人登記後1期経過している場合に限る。） (12) 法人設立（設置）届出書法人設立・設置届出書の写し（法人登記後初めて交付申請を行う場合に限る。千葉市受付印の押印されたもの。） (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 住民票の写し</li> <li>(11) 履歴書</li> <li>(12) 申請日の直近1年分の確定申告書の控えの写し</li> <li>(13) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印の押印されたもの）</li> <li>(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ul>
----	--

(4) 交付申請内容の審査

提出された申請書類を基に、事業計画の集客力や採算性、発展性や経営姿勢等、総合的な観点から事業計画についての審査を行います。

(5) 交付決定

審査の結果、補助金交付を決定した場合は、申請者に対し、千葉県商業者創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、審査結果を通知します。

【賃借料】

(6) 賃貸借契約の締結

補助金交付決定通知書を受領した補助事業者は、店舗の賃貸借契約書を締結します。

(7) 賃借料の支払い

店舗の賃借料を支払います。

【改修費】

(6) 改修工事等を実施

補助金交付決定通知書を受領した補助事業者は、店舗の改修工事、備品の購入等を実施します。

(7) 改修工事費用等の支払い

店舗の改修工事、備品の購入費用を支払います。

(8) 実績報告

補助対象期間における賃借料及び改修費等の支払い実績の報告をするときは、千葉県商業者創業支援事業補助金実績報告書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添付し、産業支援課へ持参又は郵送にてご提出ください。

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象経費の支払済額を証明する領収書等の書類</li> <li>(2) 事業実績報告書（様式第16号）</li> <li>(3) 経営収支の計画と実績（様式第17号）</li> <li>(4) 資金繰りの計画と実績（様式17号 別紙）</li> <li>(5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ul>
改修費等補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 店舗の改修前、改修後の状況の分かる写真を添付すること</li> </ul>

(9) 補助金額の確定

実績報告書関係書類の審査により交付する補助金額を確定し、補助事業者へ千葉県商業者創業支援事業補助金額確定通知書（様式第18号）により通知します。

(10) 交付請求

補助金の交付を請求するときは、千葉市事業者創業支援事業補助金交付請求書（様式第19号）又は千葉市事業者創業支援事業補助金分割交付請求書（様式第20号）に、次に掲げる書類を添付し、産業支援課へ持参又は郵送にてご提出ください。

交付請求書添付書

共通	(1) 補助金額確定通知書の写し (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---

分割交付請求書添付書類

共通	(1) 補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書の写し (2) 分割交付請求額に係る支払い月までの事業実績報告書（様式第16号） (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	--

(11) 補助金の交付

補助事業者の指定口座に補助金交付決定額をお振込します。

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局 経済部 産業支援課 経済振興班

TEL 043-245-5277

FAX 043-245-5590

E-mail [sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp)